

## 令和2年度ダイオキシン類の調査結果について

鹿児島市が、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和2年度に実施したダイオキシン類に係る大気、水質、底質及び土壌の常時監視結果並びに廃棄物焼却炉等への排出基準監視結果の概要は、次のとおりです。

### 1 環境の常時監視（環境中の環境基準の達成状況を確認するためのもの）

#### (1) 大気

- ① 調査地点 一般環境2地点、発生源周辺2地点
- ② 調査時期 年4回（4月、7月、10月、1月）
- ③ 調査結果  
全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $0.6 \text{ p g}^{\text{注1}}\text{-TEQ}^{\text{注2}}/\text{m}^3$ 以下）を達成していた。

#### (2) 水質

- ① 調査地点 河川水質3地点、地下水質4地点
- ② 調査時期 年1回（10、11、12月）
- ③ 調査結果  
全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $1 \text{ p g-TEQ/L}$ 以下）を達成していた。

#### (3) 底質

- ① 調査地点 河川底質3地点
- ② 調査時期 年1回（10、12月）
- ③ 調査結果  
全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $150 \text{ p g-TEQ/g}$ 以下）を達成していた。

#### (4) 土壌

- ① 調査地点 一般環境4地点、発生源周辺2地点
- ② 調査時期 年1回（10、11月）
- ③ 調査結果  
全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準（ $1000 \text{ p g-TEQ/g}$ 以下）を達成していた。

### 2 廃棄物焼却炉等への立入検査（特定施設に係る排出基準の適合状況を確認するためのもの）

#### (1) 大気基準適用施設

- ① 監視事業所数 16事業所の16施設
- ② 監視時期 年1回（令和2年7月～令和2年12月）
- ③ 監視結果  
全ての事業所の施設で、適用される排出基準に適合していた。

#### (2) 水質基準適用事業場

- ① 監視事業所数 1事業所
- ② 監視時期 年1回（10月）
- ③ 監視結果  
当該事業所からの排水に適用される排出基準（ $10 \text{ p g-TEQ/L}$ 以下）に適合していた。

# 調 査 結 果

## 1 環境の常時監視結果

### (1) 大 気

(単位；p g-TEQ/m<sup>3</sup>)

調 査 地 点		調 査 結 果 (年間平均値)	環 境 基 準 (年間平均値)
一般環境	山下町	0.0086	0.6 以下
	平川町	0.0037	
発生源周辺	小野地区	0.051	
	西別府地区	0.028	

### (2) 水 質

#### ① 河川水

(単位；p g-TEQ/L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
稲荷川 (黒葛原橋)	0.037	1 以下
甲突川 (松方橋)	0.085	
新川 (第二鶴ヶ崎橋)	0.31	

#### ② 地下水

(単位；p g-TEQ/L)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準 (年間平均値)
南栄六丁目	0.022	1 以下
下福元町	0.024	
生見町	0.021	
一倉町	0.022	

### (3) 底 質

(単位；p g-TEQ/g)

調 査 地 点	調 査 結 果	環 境 基 準
稲荷川 (黒葛原橋)	0.12	150以下
甲突川 (松方橋)	0.16	
新川 (第二鶴ヶ崎橋)	0.24	

### (4) 土 壤

(単位；p g-TEQ/g)

調 査 地 点		調 査 結 果	環 境 基 準
一般環境	谷山中央一丁目	0.045	1000以下
	平川町	0.25	
	喜入町	0.15	
	喜入町	2.1	
発生源周辺	皆与志町	0.12	
	皆与志町	0.031	

2 廃棄物焼却炉等への立入検査結果

(1) 大気基準適用施設

(単位 ; n g<sup>注3</sup>-TEQ / m<sup>3</sup>N<sup>注4</sup>)

	工場・事業場の名称	測定日	調査結果	ダイオキシン類対策 特別措置法に基づく 大気排出基準	適合 状況
1	鹿児島市北部清掃工場 (1号炉)	R2. 8. 12	0. 010	0. 1以下	適合
2	鹿児島市南部清掃工場 (1号炉)	R2. 9. 14	0. 26	1以下	適合
3	株式会社 太陽化学	R2. 8. 24	0. 089	1以下	適合
4	日置市クリーン・リサイクルセンター (1号炉)	R2. 7. 16	0. 078	1以下	適合
5	株式会社 勝利商会 第一中間処理場	R2. 10. 5	0. 11	5以下	適合
6	株式会社 勝利商会 第二中間処理場	R2. 12. 11	0. 061	5以下	適合
7	株式会社 サニタリー リファイナリーセンター (ストーカキルン式)	R2. 9. 4	0. 42	5以下	適合
8	永田重機土木 株式会社	R2. 10. 19	5. 0	10以下	適合
9	株式会社 ヤクヤクリサイクル	R2. 10. 30	0. 70	10以下	適合
10	株式会社 フタマタ開発	R2. 10. 7	1. 3	5以下	適合
11	パシフィックグレーンセンター 株式会社 南日本支店	R2. 10. 16	0. 31	10以下	適合
12	隆誠工業 株式会社 石谷リサイクル場	R2. 10. 26	1. 5	5以下	適合
13	光建設 株式会社	R2. 9. 30	0. 18	10以下	適合
14	国立大学法人 鹿児島大学 共同獣医学部	R2. 8. 21	0. 015	5以下	適合
15	鹿児島市動物管理事務所	R2. 7. 31	0. 028	10以下	適合
16	株式会社 大進産業 (バッチ式)	R2. 8. 27	0. 010	10以下	適合

(2) 水質基準適用事業場

(単位 ; pg-TEQ / L)

工場・事業場の名称	測定日	調査結果	水質排出基準	適合 状況
鹿児島市南部処理場	R2. 11. 6	0. 00013	10以下	適合

注1 pg (ピコグラム) は重さの単位で、1 pgは1兆分の1 gである。

注2 TEQとは、「毒性等量」を意味し、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い  
2, 3, 7, 8-TCDD (四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン) の毒性に換算して表したものである。

注3 ng (ナノグラム) は重さの単位で、1 ngは10億分の1 gである。

注4 m<sup>3</sup>Nは体積の単位で、1 m<sup>3</sup>Nは0℃、1気圧の状態の気体1 m<sup>3</sup>を表す。